

保育者養成における表現（造形表現）担当教員の授業について

白梅学園短期大学保育科 教授 花原幹夫（はなばら みきお）



私が、現在所属している保育者養成校にお世話になってから、すでに30年以上が経っています。着任した当時は、保育という営みについて、子ども（乳幼児）に関する造形表現について、保育者養成について等々の経験や知識については、正直言わせて、殆ど初心者に近い状況でした。そのような状態から現在に至るまでの私自身の保育者養成校教員としての専門領域の教育（授業内研究）についての試行錯誤の経験を少しだけ振り返り、現状の授業実践を簡単に紹介させて頂くことで、保育者養成校（保育士・幼稚園教諭の養成）の表現（造形表現）担当教員としての教育（授業内容）の一つの在り方を提案させて頂き、同じ専門領域の養成校の先生方と共有をさせて頂くこと同時に、現在の保育者養成校に求められている養成課程について同様に共有をしていくことが重要なのではないかと思います、執筆をしてみました。さらに、このことが特に若手の表現（造形表現）担当教員の方々の養成校教員としての教育（授業研究）を検討する上でのヒントになればいいかと思っています。

1. 「保育内容表現」の位置づけ

私が造形表現の専門担当教員として着任した当時、主に担当する科目名が「図画工作」「造形」ということもあり、自身が抱えている授業内容は、教科教育的なイメージしか持っていませんでした。ですから、授業の主な内容としては、一つは、造形表現を学生自身がまずは楽しむことと、二つは、昔から美術教育で伝わっているモダンテクニック（技法）などを実践していました。その頃、幼稚園教育要領（以下、要領と表記）・保育所保育指針（以下、指針と表記）の保育内容は6領域で表現系の領域としては、「絵画制作」「音楽リズム」と位置付けられていたこともあり、教科教育的というイメージを強くもっていました。

数年後、1989年に要領が改訂、同時に指針も改定され、それまでの保育内容で示されていた6

領域「健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作」が、5領域「健康・人間関係・環境・言葉・表現」となりました。この領域の捉え方は、従来の6領域とは違い、5つの窓口から子どもの発達を理解していくという主旨でした。これは、表現系の領域「音楽リズム」「絵画製作」が単に「表現」に変わったということではありません。要領の留意事項では「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること」とあるように、子どもの生活や遊びの中での自発的な表現を重視し、感性と表現に関する領域「表現」として位置づけられたということです。

その当時、私の所属学科の同僚であり、私と同じ造形分野の先輩教員と指針と要領について話をしていた際にその教員が、「『保育内容表現』という領域があらたに位置付けられたことは、子どもを理解する視点として、とても重要なことである」というニュアンスの発言をされていて、私自身、上記の要領・指針における領域表現の位置づけと、先輩教員の発言の本来の意味を理解するまでには、ある程度の時間がかかってしまいました。

今、私の手元に、故大場牧夫先生の著書『新・幼稚園教育要領 領域を考える』1989年6月（発行：ひかりのくに）があり、「保育内容表現」に関して書かれた内容があり、その一部を抜粋紹介します。大場先生は当時、桐朋幼稚園の教諭であり、要領の改訂時の調査研究協力者会議委員の一人でした。

豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである。（新要領）

つまり、この領域では、音楽をどのように教育するかとか、造形的な表現をどう教えるかという前に、豊かな感性と表現する意欲および創造性を養うべきだとしている点が注目されるところです。子どもの人間的な育ちの中で非常に大事な感性、あるいは、受容力と置き換えてもいいでしょうが、豊かな感性を育てるとともに、子どもなりの表現を楽しむ気持ち、表現することにエネルギーを費やす意欲、子どもなりのクリエイティブな活動、それらの資質をどのように伸ばしていけばいいのか、それを見つめ、支えていくことを第一義的に考えようとしたのが、この領域の基本姿勢です。

このような子どもの表現についての根本的な考え方の文献資料や、同僚教員からの保育者養成に関する様々な情報提供やアドバイスなどの刺激を受けることで、私は養成校教員として、まずは保育現場における子どもの生活と遊びをしっかりと理解することが、養成校教員としての必要なこと

であると直感的に思いました。

2. 保育現場から得る貴重な学び

この動機付けをさらに強くした機会としては、当時、同じ所属校の先輩同僚であった故久保田浩先生が代表をされていた「幼年教育研究所」（事務局：なかの幼稚園）が主催している大きな研究会「保育者と子どもの未来を語る会」（毎年夏に開催）に参加させて頂いたことでした。この研究会は、所属校の同僚も毎年、多く参加をしていました。この研究会では、保育現場の先生方が自分たちの保育実践を発表され、その発表について参加者同士が対等な立場で夜遅くまで相互にワイワイと議論をするという熱心でエネルギーが溢れる雰囲気がありました。ある年、その研究会に参加した際、子どもの主体的な生活と遊びをだいにされている魅力的な実践発表をされていた某幼稚園の園長先生や職員の方々と知り合い、園長先生や主任の先生（私の所属校の卒業生）に、とにかく保育を学ぶために見学に行かせてくださいとお願いをし、その園での子どもの生活と遊びと表現について、毎週1回、約3年間に渡り見学観察を続けさせて頂きました。

この研究会への参加、某幼稚園の見学が、今の私自身が保育を学ぶ上での原点になっているのだと思っています。また、この幼稚園と同様な主体的な子どもの生活と遊びをだいにしている多くの保育園や幼稚園も見学観察させて頂く中で最も大きな学びとしては、子どもの表現が子どもの生活と遊びとしっかりとつながっているということであり、要領や指針に「保育内容表現」が位置付けられた意味があらためて理解できました。現在も自身の教育・研究のために、いくつかの保育現場には定期的に見学観察にお伺いすることで、主に子どもの表現（造形表現）についての貴重な学びを得ています。

3. 養成校における表現（造形表現）の授業内容について

全国の保育士養成校（養成施設）の教員が集い、研修を行うための大きなセミナーが、毎年開催されています。そのセミナーには私も毎年のように所属校の同僚教員と共に参加をしており、前述の要領と指針が約30年前に改訂・改定された当時もそのセミナーに参加し、保育内容の表現系の分科会にも参加をしました。その分科会では、表現系授業担当の養成校教員数名が授業実践を発表されていました。そこで一部の教員が発表された表現系の授業実践は、履修している学生たちが協同で時間と労力をかけてミュージカルをつくり上げ、それを養成校の地域の子どもたち観てもらおうという主旨の内容でした。私はその発表内容に大きな違和感を抱きました。つまり、要領・指針でおさえられている保育内容表現は、子どもの表現の理解と援助についてですので、ここでの授業内容は、子どもの表現ではなく、学生自身の表現力を豊かにするための学びだということです。それから約20年ほど経ち、その全国セミナーに参加し、当時と同様に表現系分科会に参加をしました。

が、一部の授業実践報告が依然として、ミュージカルをつくり上げ、発表するという内容で、再び違和感を抱かざるを得ませんでした。

この保育者養成校における授業内容に関連して、保育士養成課程と幼稚園教諭養成課程の見直し等の経過について簡単に触れておきます。2010（平成22）年に告示された「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正を受けて、保育士養成校においては、2011（平成23）年度入学生から新しい教育課程が適用されていました。これに先立ち、厚生労働省保育士養成課程等検討会において、保育士養成課程の改正に向けての検討がなされ、その中間まとめが2010（平成22）年月に提示されました。その後、2015（平成27）年からも同様に保育士養成課程等検討会において、保育士養成課程の改正に向けての検討がなされ、2017（平成29）年に検討の整理（報告書）が提示されました。幼稚園教諭養成課程の改編の経過については、ここでは省略をさせていただきますが、約10年ごとに文科省から教育職員免許法施行規則が改正される度に新たな教科目の設定等が行われている経過があります。

前述の保育士養成課程等検討会の検討の整理（報告書）をふまえて厚労省から2018（平成30）年4月に「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（一部改正）が通知されました。その中にある「指定保育士養成施設指定基準」の「（別紙3）教科目の教授内容」には、1. 目的として、各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添1のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること（傍線筆者）と記載されています。

保育者養成校の表現（造形表現）担当教員は、以下の「教科目の教授内容」【保育の内容・方法に関する科目】、特に、〈教科目名〉保育内容演習（演習・5単位）を是非とも理解共有し、授業の参考にして頂きたいと思います。筆者の傍線部に注目をしてください。

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 保育内容演習（演習・5単位）

<目標>

1. 養護及び教育に関わる保育の内容が、それぞれに関連性を持つことを理解し、総合的に保育を展開していくための知識・技術・判断力を習得する。
2. 子どもの発達を、保育所保育指針における乳児保育の3つの視点（「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」と、1歳以上3歳未満児及び

3歳以上児の保育のそれぞれ5つの領域（「健康・人間関係・環境・言葉・表現」）を通して捉え、子どもに対する理解を深めながら、保育の内容について具体的に理解する。

3. 上記2に示した保育の内容の視点及び領域を踏まえて、子どもが生活や遊びにおいて体験していることを捉えるとともに、保育に当たって保育士が留意、配慮すべき事項を理解する。
4. 子どもの発達過程に即して具体的な保育場面を想定しながら、環境の構成、教材や遊具等の活用と工夫、保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の実際について理解する。

<内容>

以下の視点から、保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ。（傍線筆者）

1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである「養護」

- ① 子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、快適に過ごすための生活援助
- ② 子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助や関わり

2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」

(1) 保育所保育指針に示す乳児保育における3つの視点

- ① 「健やかに伸び伸びと育つ」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う）
- ② 「身近な人と気持ちが通じ合う」（受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う）
- ③ 「身近なものに関わり感性が育つ」（身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う）

(2) 保育所保育指針に示す1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育におけるそれぞれ5つの領域

- ① 「健康」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う）
- ② 「人間関係」（他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う）
- ③ 「環境」（周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う）
- ④ 「言葉」（経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う）
- ⑤ 「表現」（感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする）（傍線筆者）

私は上記の内容と、文科省からの教職免許法での教職課程認定基準等、無藤隆代表保育教諭課程研究会編『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか ～モデルカリキュラムに基づく提案』2017年11月（発行：萌文書林）等を参考にしながら、担当する授業（科目名としては、「子どもの造形表現」「保育内容表現」「造形表現の指導法」）を実践しています。これらの授業を受講する学生には毎回、以下のポイントを伝えています。

- ① 受講する学生自身が「子どもになってみる」「保育者になってみる」という二つの立場を常に意識してほしいこと。
- ② まずは、保育現場での日常的な子どもの生活と遊びの中での子どもの感性と表現（主に造形表現）を理解していくこと。つまり、子どもの感性と表現をどう育んでいくかということよりも、子どものありのままの興味関心や、感性と表現を理解していくこと。
- ③ その状況をふまえて、子どもの豊かな感性と表現（主に造形表現）を支え、育んでいくための援助（直接の援助と間接の援助）を検討しながら保育を計画し、実践していくこと。

以上、保育者養成校教員としての私自身の教育（授業内容）の簡単な振り返りや現状の実践などを踏まえた一つの提案をさせて頂きました。保育者養成校の表現（造形表現）担当の先生方が少しでも参考にして頂ければありがたいと思います。

最後に、前述の故大場牧夫先生の著書『表現原論』2009年4月第3版（発行：萌文書林）に子どもの表現についての言葉を紹介させて頂きます。

「・・・私は領域「表現」というものは、音楽、造形、劇的表現、こういうものにこだわらないで、もっと“人間の表現とは何か”というところから出発していく必要があるのではないか、「表現原論」としての意味をもつものになるのではないかと考えているわけです。」